

第13回定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

新株予約権に関する事項

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

株主資本等変動計算書

個別注記表

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

Institution for a Global Society株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載していません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

新株予約権に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として 交付された新株予約権の状況

		第10回新株予約権
発 行 決 議 日		2017年6月30日
新 株 予 約 権 の 数		36個
新株予約権の目的となる株式の 種 類 と 数		普通株式 18,000株 (新株予約権1個につき500株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権1個当たり930円
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権1個当たり74,000円 (1株当たり148円)
権 利 行 使 期 間		2017年7月7日から 2027年7月6日まで
行 使 の 条 件		(注)
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 36個 目的となる株式数 18,000株 保有者数 1名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 1個 目的となる株式数 1株 保有者数 1名
	監 査 役	新株予約権の数 1個 目的となる株式数 1株 保有者数 1名

(注) 新株予約権の行使条件

(1)新株予約権者は、新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、残存するすべての新株予約権を行使することができない。

①行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額であ

る場合」、株主割当てによる場合その他普通株式の株式価値とは異なると認められる価格で行われる場合を除く。) 。

②新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（但し、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。) 。

③新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき。

④新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりDCF法ならびに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額を下回ったとき（但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が第三者評価機関等と協議の上本項への該当を判断するものとする。) 。

(2)新株予約権者は、新株予約権を行使する時まで継続して、当社または当社関係会社（以下「当社等」という。) の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(3)新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

(4)新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。

(5)新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

		第11回新株予約権
発行決議日		2019年3月14日
新株予約権の数		50個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 25,000株 (新株予約権1個につき500株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに 払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり570,000円 (1株当たり1,140円)
権利行使期間		2021年3月16日から 2029年3月14日まで
行使の条件		(注)
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 50個 目的となる株式数 25,000株 保有者数 2名
	社外取締役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監査役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

(注) 新株予約権の行使条件

- (1)新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員、もしくは当社または子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者であることを要する。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (2)本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
- (3)本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権
の状況

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制として、取締役会にて「内部統制基本方針」を定める決議を行っており、現在当該基本方針に基づき内部統制システムの整備・運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役、従業員が、法令および定款を遵守し、企業倫理を尊重し行動するよう、顧客貢献、法令遵守、その他の社会的使命を果たすための指針を経営理念に掲げ、かつ、その具体的な行動指針として、「コンプライアンス規程」を定め、その運用管理を担当するリスク管理・コンプライアンス委員会を設置しております。代表取締役を委員長（コンプライアンス全体に関する総括責任者）として、コンプライアンス体制の構築、維持及び整備を行ってまいります。

内部監査担当が、会社規則、業務規程、マニュアル等各種規程に基づき、内部監査を実施し、監査報告および監査結果に基づく提言・勧告を取締役および監査役に対して速やかに行うことにより業務執行をチェックしてまいります。

内部監査担当又は外部弁護士事務所を通報先とする内部通報制度を実施し、コンプライアンス上、疑義のある行為について取締役、従業員が社内外の通報窓口を通じて会社に通報する体制を構築しております。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に関する情報について、管理基準および管理体制を整備し、法令および「文書管理規程」等の社内規程に基づき適切に作成、保存および管理を行ってまいります。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当会社に物理的、経済的もしくは信用上の損失または不利益を生じさせるすべての可能性に関するリスク管理について、「リスク管理規程」を制定し、リスク管理を行う体制を整備しております。当社は、会社の経営危機、リスクに対する対処方法及び管理の体制等について定めた「リスク管理規程」を制定し、当該規程にそって適切な危機管理体制を整備しております。

危機発生を未然に防ぐため、内部監査担当は、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、法令又は定款違反その他の事由に基づき、損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに代表取締役および監査役に通報するとともに、各担当取締役と連携しながらリスクを最小限に抑える体制を構築しております。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は経営戦略の創出および業務執行の監督および自己の職務を執行いたします。取締役の業務分掌は取締役会にて定め、その責任と権限を明確にしております。

取締役会を原則毎月1回開催し、経営上の重要な項目についての意思決定を行うとともに、取締役の職務執行の状況を監督しております。

⑤監査役の監査に関する体制がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役より職務を補助するための使用人を置くことを求められた場合は、取締役は監査役との協議のうえ、補助すべき使用人として、監査計画に従い必要な人員を配置いたします。

⑥監査役を補助する使用人の独立性に関する事項

監査役の職務を補助する使用人は、取締役および執行役員の指揮命令を受けないものとし、当該使用人の人事考課に関しては監査役が行い、人事異動、懲戒その他の人事に関する事項の決定には監査役の同意を得ることとしております。

⑦取締役、従業員が監査役に報告するための体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は取締役会のほか、重要な会議に出席することができます。

内部監査担当は、実施した内部監査の結果について、遅滞なく監査役に報告しております。

取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に当該事実を報告いたします。

取締役、従業員から監査役への報告は、常勤監査役への報告をもって行い、常勤監査役はその他の監査役に当該報告を行っております。

監査役は、必要に応じて取締役、従業員に業務に関する報告および指摘事項に対する改善の状況に関する報告を求めています。

監査役への報告や相談を行った者に対して、不利な取扱いを行うことを禁止しております。

⑧反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制

当社は反社会的勢力や団体とのあらゆる関係を遮断するため、社会的な秩序を維持、尊重し、必要な場合には法的な処置を前提として、毅然とした態度で臨んでおります。

反社会的勢力や団体を排除するため、法と倫理に基づき行動することを「反社会的勢力対応規程」に定め、全役員及び社員に周知徹底を図るとともに、具体的事案の発生時には、警察等関連機関や顧問弁護士などと緊密に連携し、速やかに対処できる体制を確保しております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、内部統制システムに関して、以下の具体的な取組みを行っております。

①取締役の職務執行

当社の取締役会は4名で構成されており、うち1名が社外取締役となっております。

取締役会は原則として毎月1回開催しており、経営の基本方針や重要事項の決定及び取締役の業務執行の監督を行っております。

また、取締役会の議案については事前に全取締役・監査役に連絡し、議事の充実に努めております。

なお、取締役会には、全ての監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。

②監査役の職務執行

当社の監査役会は常勤監査役1名、非常勤監査役2名（社外監査役）の3名で構成されております。

監査役会は原則として毎月1回開催しており、各監査役の監査実施状況の報告や監査役間の協議等を実施しております。

また、取締役会及びその他の重要な会議への出席を通じて、当社の経営状況を監視するとともに、会計監査人や内部監査担当との間で定期的に情

報交換を行うほか、適宜代表取締役よりヒアリングを行うことで、内部統制システムの整備及び運用状況を確認しております。

③コンプライアンス体制の強化・推進

当社は、企業価値の持続的向上のためには、全社的なコンプライアンス体制の強化・推進が必要不可欠であると認識し、「コンプライアンス規程」を制定し、その周知徹底と遵守を図っております。

代表取締役社長を委員長とするリスク管理・コンプライアンス委員会を設置し、研修等必要な諸活動を推進・管理しております。また、法令違反その他のコンプライアンスに関する社内相談・報告体制として、内部通報制度を設けております。

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から)
(2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利益剰余金		株主資本 合計	新株予約権	純資産 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当 期 首 残 高	388,091	1,010,215	161,875	1,172,091	△419,474	△419,474	1,140,707	432	1,141,140
当 期 変 動 額									
新株の発行(新 株予約権の行 使)	8,634	8,634		8,634			17,268		17,268
減 資	△301,013	△118,460	419,474	301,013			－		－
欠 損 填 補			△419,474	△419,474	419,474	419,474	－		－
当期純損失(△)					△125,401	△125,401	△125,401		△125,401
株主資本以外の項目の当 期 変 動 額 (純 額)								△90	△90
当期変動額合計	△292,379	△109,826	－	△109,826	294,073	294,073	△108,132	△90	△108,223
当 期 末 残 高	95,711	900,388	161,875	1,062,264	△125,401	△125,401	1,032,574	342	1,032,917

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品・・・個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

工具、器具及び備品 2年～4年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分） 3年～5年（社内における利用可能期間）

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 企業の重要な事業における主な履行義務の内容

HR事業は、AI搭載エンジンにより社員や採用候補者の気質・コンピテンシー・スキルを科学的に測定して能力を可視化する「GROW360」を利用したサービスを提供しております。また、産学協働の「人的資本理論の実証化研究会」を主催・運営支援しております。

教育事業は、生徒の能力と教育効果を可視化する評価システム「Ai GROW」、生徒の非認知能力（コンピテンシー）育成のための動画コンテンツおよびシミュレーション型起業家トレーニング教材を備えた「GROW Academy」、オンライン英語学習プラットフォーム「e-Spire」、探究力測定パ

ッケージ「数理探究アセスメント」を提供しております。

プラットフォーム/Web3事業は、ブロックチェーンを用いた個人情報管理・活用プロジェクト「STARプロジェクト」を展開しております。

② 企業が当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）

サービスの提供内容に応じて、契約が異なり、履行義務の要件が異なることから、契約内容に応じて収益を認識しております。

顧客との契約が、一定期間にわたり履行義務が充足される場合には、締結した契約期間にわたって収益を認識しております。

顧客との契約が、顧客による検収を受けた時点で履行義務が充足される場合には、同時点で収益を認識しております。

(6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

該当事項はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,810千円

上記減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 4,489,300株

(2) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 258,000株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

資金運用については安全性の高い預金等の金融資産で運用しております。

営業債権である受取手形及び売掛金に関する顧客の信用リスクは、取引先の財務状況や取引実績を評価し、それに基づいて取引限度額の設定・見直しを行うことにより、リスクの低減を図っております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、本社オフィスを賃借する際に支出したものであり、預入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金、未払費用、未払消費税等及び預り金は、1年以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）

営業債権については、販売管理規程に従い、管理部及び各営業担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握を行うことにより、信用リスクの軽減を図っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提状況等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

⑤ 信用リスクの集中

当事業年度末における営業債権のうち26%が特定の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 敷金及び保証金(※) 2	7,823	7,836	12

- (※) 1. 「現金及び預金」「売掛金」「未払金」「未払費用」「未払消費税等」「預り金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。
2. 貸借対照表における「敷金及び保証金」の金額と金融商品の時価における「貸借対照表計上額」との差額は、当事業年度末における敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額（賃借建物の原状回復費用見込額）の未償却残高であります。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	912,714	—	—	—
売掛金	140,564	—	—	—
合計	1,053,278	—	—	—

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1以外のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融商品

該当事項はありません。

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	7,836	—	7,836

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金及び保証金

将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	233,062千円
減価償却超過額	70,996千円
その他	387千円

繰延税金資産小計	304,446千円
----------	-----------

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△233,062千円
--------------------	------------

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△71,383千円
-----------------------	-----------

評価性引当額小計	△304,446千円
----------	------------

繰延税金資産合計	—千円
----------	-----

繰延税金負債

未収還付事業税	△2,131千円
---------	----------

繰延税金負債合計	△2,131千円
----------	----------

繰延税金負債（△）の純額	△2,131千円
--------------	----------

7. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客ごとの契約から生じる収益の分解情報

(単位：千円)

	報告セグメント				合計
	H R 事業	教育事業	プラットフォーム/ Web3事業	計	
一時点で移転される財又はサービス	277,879	58,593	41	336,513	336,513
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	39,805	235,730	56,086	331,621	331,621
顧客との契約から生じる収益	317,684	294,323	56,127	668,135	668,135
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	317,684	294,323	56,127	668,135	668,135

(2) 顧客ごとの契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (5)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権は、貸借対照表上「売掛金」に含まれております。

契約負債は、主にサービスの提供前に顧客から受け取った対価であり、貸借対照表上「前受金」に含まれております。

当事業年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額に重要性はありません。なお、当事業年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	230円01銭
(2) 1株当たり当期純損失 (△)	△28円35銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。